

**教育委員会委員に
武井さんが就任**

平成21年6月30日付
けで、門松洋子委員長
職務代理者が退任され、
7月1日付けで武井正
広さんが委員に就任さ
れました。
任期は、平成25年6
月30日までです。



武井正弘さん（牛島）

教育総務課

☎84-0324



平成22年4月
から施行

**町が管理している公有地の
占有について
条例を制定および改正しました**

町が管理している公有地（道路、水路、公園などの敷地）の占有について、より適正に維持管理するため、議定例会（6月会議）で関連する各条例が新しく制定および改正されました。
各条例に基づき、来年4月から町で管理している公有地を占有する場合、占有料を徴収する場合がありますのでご注意ください。

街づくり推進課

☎84-0321

**制定および改正された
条例**

- ① 開成町道路占用料徴収条例
- ② 開成町水路及び認定外道路に関する条例
- ③ 開成町都市公園条例（一部改正）
- ④ 開成町公園条例
- ⑤ 開成町行政財産の目的外使用に係る使用料条例

料金を徴収する占有物件

① 道路から水路を横断して土地に乗り入れるために水路の上に架けられている橋（橋の幅員が4mを超えるものに限り）

② 町管理の土地に設置されている電柱や埋設ケーブルなど

③ そのほか、町管理の土地および建物を使用するもの

占有物件の取り扱い

既に許可を受けている占有物件および新たに占有許可を受ける占有物件の取り扱いは、次のとおりです。

既に許可を受けている占有物件について

既存許可物件に対して現状を把握するため、既存許可物件を管理されている方へ、占有物件の確認や許可更新手続きについて通知します。

新たに許可を受ける占有物件について

来年4月1日からの占有物件は、新たな条例に基づく申請手続きが必要になります。

町内の占有物件について、パトロールを実施します。その際に、無許可物件、占有基準に適合しない物件を管理されている方には、連絡をさせていただきます。

なお、公有地占有申請手続きや占有料などの詳細な内容



このような物件が対象になります

道路上の電柱（上）、水路上の橋（4mを超えるもの）（右）



は、今後、町広報紙、町ホームページなどでお知らせします。

携帯電話をめぐるトラブルから子どもたちを守るために

町教育委員会では、携帯電話をめぐるトラブルから子どもたちを守るために、6月24日に開催した6月定例教育委員会「開成町立学校における携帯電話の取扱い等に係る基本方針」を定めました。

教育総務課

☎84-0324

便利で身近な携帯電話と社会問題

平成21年5月現在、全国における携帯電話の契約数は約1億800万台、PHSの契約数は約456万台で、人口に対する普及率は、9割近くになっています。

携帯電話は、どこにいても連絡がとれる利便性に加え、インターネット接続やメール、カメラ機能などが充実してきたことなどから、若年層にもすっかり普及しています。その使い方やマナーの面ではさまざまな問題が起きています。さらには、子どもたちの携帯電話の利用の拡大によって、

「ネット上のいじめ」が発生しています。ネットでの発言のなかでも、特定の個人に対する悪口や中傷、犯行予告などは犯罪になります。また、有害なサイトや違法なサイトなどを通じて子どもたちが犯罪に巻き込まれる事件などが全国的に発生し、社会問題になっています。

このような問題は、学校だけでなく、家庭や地域でもしっかりと考えていく必要があります。

やむを得ず携帯電話を持つ場合でも

町教育委員会としては、本来子どもたちに携帯電話を持たせないことが望ましいと考えています。

ただし、やむを得ず子どもたちに携帯電話を持たせる場合には、有害なサイトや違法サイトが開けないようにフィルタリング機能は必ず利用すること、保護者は携帯電話が持つ危険性について十分に理解すること、家庭における情



報モラル教育や携帯電話などの使用方法や使用時間などに関する家庭内のルールづくりなどに取り組むことが必要です。

家庭でのコミュニケーションをたいせつに

また、携帯電話ではなく直接向き合って話し合うなど家庭におけるコミュニケーションを今まで以上にたいせつにしていくことが求められます。国の調査では、家の人と学校での出来事を話している生徒のほうが、全国学力・学習状況調査の平均正答率が高い傾向も見られました。

この機会に、家庭や地域でも携帯電話のあり方について話してみたいかがでしようか。今後とも、町教育委員会では、子どもたちを守っていくために、行政・学校・家庭や地域社会が一体となり取り組みますので、ご協力をお願いします。

開成町立学校における携帯電話の取扱い等に係る基本方針（概要）

1 学校における携帯電話の取扱い

- 開成町教育委員会は、開成町立学校への子どもたちによる携帯電話の持ち込みを禁止します。
- 学校は、子どもたちによる学校への携帯電話の持ち込み禁止を徹底します。
- 学校は、学校への携帯電話の持ち込み禁止について、子どもたち及び保護者の理解が十分得られるように配慮し、保護者への周知徹底を図ります。

2 学校における情報モラル教育の推進

- 学校は、情報モラル教育の一層の推進を図ります。
- 学校は、「ネット上のいじめ」等に関する指導を充実させます。また、日常の子どもたちのサインを見逃さず、未然防止、早期発見・早期対応に努めます。

3 家庭や地域社会に対する働きかけの徹底

開成町教育委員会は、子どもたちに携帯電話を持たせないことが望ましいと考えています。ただし、必要性がありやむを得ず子どもたちに携帯電話を持たせる場合は、フィルタリング機能は必ず利用すること、保護者が携帯電話が持つ危険性について十分に理解すること、家庭における情報モラル教育や携帯電話等の使用方法や使用時間などに関する家庭内のルールづくりなどについて取り組むことが必要です。また、携帯電話ではなく直接向き合ったり話し合ったりするなど家庭におけるコミュニケーションを今まで以上に大切にすることが求められます。

※「開成町立学校における携帯電話の取扱い等に係る基本方針」は、町ホームページでご覧いただけます。<http://www.town.kaisei.kanagawa.jp/>